

令和4年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年3月4日（金曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1 番 今井 健児	2 番 芝間 教男	3 番 中島 健男
4 番 中村 茂弘	5 番 森澤 文王	6 番 今井 清
7 番 村田 桂子	8 番 榎本 真弓	9 番 森本 信明
10 番 滝沢寿美雄	11 番 今井 英昭	12 番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美 町民課長 荻原義行 企画課長 竹重和明
教育次長 櫻井 豊 建設環境課長 篠原英男 産業振興課長 今井一行
会計管理者 羽場厚子 たてしな保育園長 山口恵理 庶務係長 田口 仁
農業委員会会長 今井巻男

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏 書記 伊藤百合子

散会 午前11時38分

議長（田中三江君） おはようございます。これから本日3月4日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応のため、簡潔な説明などによる会議時間の短縮に配慮を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第25号

議長（田中三江君） 日程第1 議案第25号 令和4年度立科町索道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。今井産業振興課長、登壇の上、願います。

〈産業振興課長 今井 一行君 登壇〉

産業振興課長（今井一行君） 議案第25号 令和4年度立科町索道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は1億548万円と定めます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の方法、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

令和4年3月3日提出。立科町長。

2 ページは、第1表歳入歳出予算です。

3 ページは、第2表地方債です。

起債の目的、辺地対策事業、限度額5,870万円。起債の方法、証書借入れまたは証券発行、利率は4%以内、ただし書もございます。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし書として、財政との都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるという内容になっております。

4 ページは、歳入歳出予算の事項別明細書総括です。

5 ページ、事項別明細の歳入でございます。

第1款繰入金、一般会計繰入金8万円は、本年度から始まる起債償還に係る一般会計への地方交付税措置の見込額であります。

2款繰越金は2,000万円を見込み、3款諸収入2,670万円は、指定管理者納付金です。

4款町債は、辺地対策事業債として5,870万円を計上いたしました。

6 ページ、事項別明細の歳出です。

1 款 1 項索道事業費は、索道施設の整備に係る費用のうち、町が負担するものとしている経費と町が一旦支払うこととしている経費の計上です。

1 目リフト事業費14節工事請負費では、辺地対策事業としてゴンドラリフトの山麓側制御盤 P L C 更新などのリフト整備費と電気設備の更新費用5,878万8,000円、その他起債対象外の工事として896万5,000円を計上いたしました。

2 目自然園事業費は、ビジターセンターの保険料と一般会計への土地使用料など262万4,000円を計上いたしました。

2 款公債費は、辺地対策債の利子償還金として10万円を計上しています。

2 款予備費は、1,442万4,000円を計上いたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第2 議案第26号～日程第4 議案第28号

議長（田中三江君） 日程第2 議案第26号 令和4年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算についてから、日程第4 議案第28号 令和4年度立科町水道事業会計予算についてまでの3案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第26号 令和4年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,082万1,000円と定めます。

3月3日提出。立科町長。

5 ページをご覧ください。

歳入ですが、2 款使用料及び手数料 1 目下水道使用料は、滞納繰越分を合わせて3,500万1,000円を計上しました。

6 ページをご覧ください。

3 款財産収入 1 目利子及び配当は、積立金利子として48万9,000円を計上しました。

4 款繰入金 1 目基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金482万7,000円です。

5 款繰越金は50万円を計上しました。

8 ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、1 款衛生費 1 目下水道管理費3,982万1,000円は、経常経費が主なものですが、14節工事請負費では、処理場機器整備工事費として520万3,000円を計上しました。24節積立金では、緊急修理積立金として400万円、減価償却積立金とし

て490万円、基金利子積立金として49万円を計上しました。

9ページをご覧ください。

2款予備費として、100万円を計上しました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第27号 令和4年度立科町下水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

第2条、業務の予定量は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント等事業を合わせた排水戸数、年間有収水量、1日平均有収水量の予定数値と主要な建設改良事業を示してあります。事業の内容につきましては、支出の中で説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。

まず、収入ですが、第1款下水道事業収益4億4,193万7,000円については、第1項営業収益を1億5,447万3,000円、第2項営業外収益を2億8,746万4,000円とします。

次に、支出ですが、第2款下水道事業費用4億4,193万7,000円については、第1項営業費用を3億9,700万円、第2項営業外費用を4,322万3,000円、第3項特別損失を21万4,000円、第4項予備費を150万円とします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,482万3,000円は、過年度損益勘定留保資金1,482万3,000円で補填するものとします。

まず、収入ですが、第3款資本的収入4億728万8,000円については、第1項企業債を1億888万5,000円、第5項補助金を2億9,660万2,000円、第6項負担金等を180万1,000円とします。

次に、支出ですが、第4款資本的支出4億2,221万1,000円については、第1項建設改良費を1億9,323万3,000円、第2項企業債償還金を2億2,887万8,000円とします。

3ページをご覧ください。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び期限は次のとおりと定めます。

事項は立科浄化管理センター耐震補強工事、期間は令和5年度、限度額は1億4,800万円とします。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めます。

起債の目的と限度額で、特定環境保全公共下水道事業4,465万円、農業集落排水事業6,423万5,000円、起債の方法は証書借入れまたは証券発行、利率は4%以内でただ

し書もごさいます。

償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるということです。ただし、財政等都合により据置期間及び償還期間の短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えをすることができるという内容になっております。

第7条、一般借入金の限度額は2,000万円とします。

4ページをご覧ください。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のとおり定めます。

営業費用と営業外費用との間の流用とします。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費1,455万6,000円とします。

第10条、下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は3億2,026万5,000円とします。

3月3日提出。立科町長。

5ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料は、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント等の使用量で計1億5,446万8,000円とします。4目その他営業収益5,000円は督促手数料です。

2項営業外収益ですが、2目負担金等1,778万9,000円は、川西保健衛生施設組合負担金と茂田井特定環境保全公共下水道新規加入者受益者分担金等です。

3目他会計補助金1億44万8,000円は、一般会計からの繰入金です。

6目長期前受金戻入益1億6,922万2,000円は、平成26年度の会計制度の見直しにより、補助金等に相当する減価償却見合い分を順次収益化するために営業外収益に計上したものです。

9目雑収益5,000円は、延滞金、諏訪湖流域下水返還金などです。

6ページをご覧ください。

次に、支出ですが、2款下水道事業費1項営業費用のうち、1目管渠費につきましては、主なものとして、14節委託料1,166万2,000円では、マンホールポンプ場維持管理委託料、管路清掃委託料、茂田井特定環境保全公共下水道管渠延長工事設計監理委託料の計上。15節手数料485万3,000円では、緊急時の汚水引き抜きや発電機対応手数料、マンホールポンプ2か所の汚泥引拔手数料、緊急用発電機の保守及び保管手数料、白樺湖特定環境保全公共下水道水質検査業務手数料の計上。17節修繕費では、緊急対応修繕費等で770万円。25節工事請負費では、管路延長が必要になった場合に工事できるように茂田井特定環境保全公共下水道管渠延長工事1件分495万円です。

3目処理場費につきましては、主なものとして、14節委託料2,900万2,000円では、

処理場管理委託料、電気保安業務委託料、消防設備保守点検業務委託料など計上。15節手数料3,005万6,000円では、汚泥引抜き手数料、川西保健衛生施設組合への汚泥搬入手数料、水質検査手数料などを計上。

8ページをご覧ください。

17節修繕費では、緊急対応修繕費で470万円、21節動力費では、処理場の電気料で1,485万1,000円、26節工事請負費902万円では、各処理場の機械設備整備工事を計上しました。

4目流域下水道費1節流域下水道維持管理負担金は、諏訪湖流域下水道維持管理負担金で1,800万円を計上しました。

6目総係費につきましては、職員給与手当の経常的経費のほか、主なものとして、9ページ、18節委託料1,060万4,000円では、公営企業会計アドバイザー業務委託料、公営企業会計システム移行業務委託料、経営戦略改定業務委託料、消費税申告業務委託料、地理情報システム保守及び台帳データ更新委託料の計上。30節負担金1,397万9,000円では、料金徴収業務負担金、白樺湖特定環境保全公共下水道維持修繕及び白樺湖幹線分負担金などを計上しました。

7目減価償却費では2億1,478万1,000円の計上です。

10ページをご覧ください。

2項営業外費用では、1目支払利息及び企業債取扱諸費に2,207万7,000円を計上。

2目消費税及び地方消費税に2,114万6,000円を計上しました。

3項特別損失につきましては、4目過年度損益修正損では21万4,000円の計上。

5目その他特別損失は皆減しております。

4項予備費においては150万円を計上しました。

11ページをご覧ください。

資本的収入ですが、3款資本的収入1項企業債1目建設改良企業債1億888万5,000円は、立科浄化管理センター耐震補強工事、野方塩沢処理施設防食工事、町道白樺湖大門峠線改良管渠工事によるものです。

5項補助金のうち、1目国庫補助金7,678万5,000円は、立科浄化管理センター耐震補強工事、野方塩沢処理施設防食工事に対する国の補助金です。

3目他会計補助金2億1,981万7,000円は、企業債元金償還補助金として、一般会計からの繰入金です。

6項負担金等2目分担金180万1,000円は、新規加入者受益者分担金等の見込み分です。

次に、資本的支出ですが、4款資本的支出1項建設改良費のうち、1目管路建設改良費3,970万円は、管路延長が必要になった場合に工事ができるように管渠延長工事1件分の設計管理委託料及び工事費、町道白樺湖大門峠線道路改良管渠工事の管理委託料及び工事費の計上。

2目処理場建設改良費1億5,147万円は、令和3年度に実施した立科浄化管理センター実施設計による立科浄化管理センター耐震補強工事費、令和3年度に引き続き野方塩沢処理施設防食工事の設計管理委託料及び工事費の第2工程分を計上。

4目流域下水道建設負担金では206万3,000円を計上しました。

2項企業債償還金では2億2,887万8,000円を計上しました。

12ページは、令和4年度立科町下水道事業予定キャッシュフロー計算書です。

13ページは、令和3年度立科町下水道事業予定損益計算書です。

14ページ、15ページは、令和3年度立科町下水道事業予定貸借対照表。

16、17ページは、令和4年度立科町下水道事業予定貸借対照表です。

18ページ以降は、職員の給与明細書で、26ページは、債務負担行為に関する調書。

27ページ以降は、令和4年度立科町下水道事業会計注記表となっておりますのでご覧ください。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第28号 令和4年度立科町水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

第2条、業務の予定量は次の表のとおりとします。左の表は下水道及び簡易水道について、給水件数、年間給水量、日平均給水量の予定数値を示してあります。右の表は4年度に予定しております主要な建設改良工事です。事業の内容につきましては、支出の中で説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

第3条、収益的収益及び支出の予定額は次のとおり定めます。

まず、収入ですが、第1款水道事業収益2億8,671万6,000円につきましては、第1項営業収益を2億3,746万1,000円、第2項営業外収益を4,920万5,000円、第3項特別利益を5万円とします。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用2億8,671万6,000円については、第1項営業費用を2億4,775万円、第2項営業外費用を1,929万1,000円、第3項特別損失を40万円、第4項予備費を1,947万5,000円といたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,781万円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとします。

まず、収入ですが、第1款資本的収入540万円につきましては、第1項企業債を540万円とします。

次に、支出ですが、第1款資本的支出1億6,321万円につきましては、第1項建設改良費を1億110万6,000円、2項企業債償還金を6,210万5,000円とします。

3ページをご覧ください。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めます。

起債の目的は建設改良費、限度額540万円、起債の方法は証書借入れまたは証券発行、利率は4%以内でただし書もごさいます。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるということです。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えをすることができるという内容になっております。

第6条、一時借入金の限度額は2,000万円とします。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費2,239万7,000円とします。

第8条、棚卸資産の購入限度額は2,000万円とします。

3月3日提出。立科町長。

4ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、1款下水道事業収益の1項営業収益1目給水収益は、上水道分、八重原への分水分、簡易水道分などの使用料で、計2億3,086万円とします。

2目受託工事収益145万4,000円は、消火栓更新代になります。

3目他会計負担金425万2,000円は、消火栓維持に伴う負担金、下水道使用料算定のため、自動検針及び料金システムに関する負担金、深久保代替揚水ポンプ電気料負担金です。

4目負担金14万1,000円は、佐久市から消火栓維持管理分と東御市からの負担金です。

5目その他営業収益75万4,000円は、材料売却収益と手数料です。

5ページをご覧ください。

2項営業外収益ですが、1目受取利息及び配当金は、預金利息分として25万5,000円。

2目他会計補助金206万円は、一般会計からの繰入金です。

4目長期前受金戻入4,547万円ですが、令和26年度からの会計制度見直しに伴い補助金等に相当する減価償却見合い分を順次収益化するために営業外収益に計上したものです。

6目雑収益142万円は、新規加入分担金と督促手数料です。

3項特別利益5万円ですが、2目過年度損益修正益で、電気料の概算払いによる精算金となっております。

6ページをご覧ください。

次に、支出ですが、1款水道事業費用1項営業費用のうち1目原水及び浄水費では、

主なものとして、15節委託料で水質検査委託料のほか262万5,000円。26節負担金で、立科土地改良区などへの災害揚水負担金659万円です。

2目配水及び給水費では、職員の給料、手当、経常的経費のほか、主なものとして、7ページ15節委託料565万7,000円では、管路管理図、地図情報システムの保守管理委託料、施設草刈り委託料、潜水土による夢の平第二配水池ほか2か所の清掃点検業務委託料、諏訪白樺湖小諸線及び芦田大屋停車場線舗装復旧工事の設計管理委託料、温井配水池ほか11か所水道施設補修点検業務委託料、減圧弁点検業務委託料の計上。

18節修繕費2,246万5,000円では、量水器取替費用、本管修理代、宇山配水池第二点検口蓋更新工事、諏訪白樺湖小諸線及び芦田大屋停車場線舗装復旧工事費、蟹原第二及び南平台第1減圧弁修繕工事、水出水源取水口スクリーン設置工事などを計上しました。

8ページをご覧ください。

受託工事費139万5,000円は、消火栓更新工事に係る委託料、材料費及び工事請負費です。

4目総係費では、職員の給与、手当、経常的経費のほか、主なものとして、9ページ、18節委託料896万6,000円では、検針委託料、危機管理マニュアル策定業務委託料、自動検針に伴うシステム登録業務委託料、企業会計システム保守料、企業会計システム及び水道料金システムインボイス制度対応業務委託料、消費税申告委託料を計上。20節使用料及び貸借料111万2,000円では、検針用ハンディターミナルリース料、企業会計システム使用料などを計上しました。

10ページをご覧ください。

5目減価償却費は、1節有形固定資産減価償却費として1億5,415万3,000円の計上です。

6目資産減耗費は、配水管の布設替えや量水器交換により、除去する固定資産除却費ほか340万5,000円を計上しました。

2項営業外費用では、1目支払利息及び企業債取扱諸費に629万1,000円を計上。

2目消費税及び地方消費税に1,300万円を計上しました。

3項特別損失では、4目過年度損益修正損として40万円を計上しました。

4項予備費として1,947万5,000円を計上しました。

11ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入ですが、1款資本的収入1項企業債540万円は、白樺湖大門峠線配水管布設替工事によるものです。

次に、支出ですが、1款資本的支出1項建設改良費のうち、1目配水施設拡張費は皆減しております。

2目配水施設改良費8,302万8,000円は、古和清水水源導水管布設替及び水管橋架設工事、みすゞ工務店線配水管布設替工事、夢の平沈砂池外装改修工事、白樺湖大門峠

線配水管布設替工事に係る経費を計上しました。

3目営業設備費1,807万7,000円は、定期交換分量水器等自動検針用送信機及び納入通知書印刷用プリンタの購入費を計上しました。

2項企業債償還金では6,210万5,000円を計上しました。

12ページは、令和4年度立科町水道事業予定キャッシュフロー計算書です。

13ページは、令和3年度立科町水道事業予定損益計算書です。

14ページ、15ページは、令和3年度立科町水道事業予定貸借対照表。

16ページ、17ページは、令和4年度立科町水道事業予定貸借対照表です。

18ページ以降は、職員の給与明細書で、26、27ページは、令和4年度水道事業会計注記表となっておりますのでご覧ください。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（田中三江君） お諮りします。令和4年度各会計の当初予算につきましては、質疑を省略して、議会委員会条例第5条の規定により、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。よって、令和4年度各会計の当初予算につきましては、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

これより、直ちに予算特別委員会を開催し、正副委員長を選任の上、報告願います。

ここで、暫時休憩とします。議員は、第一委員会室にお集まりください。再開は10時50分です。

（午前10時33分 休憩）

（午前10時51分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り議事を再開します。

本会議休憩中に開催されました予算特別委員会において正副委員長の選任と日程が決定しましたので、報告します。

委員長に5番、森澤文王君、副委員長に6番、今井 清君が選任されました。

日程は、3月14日及び3月15日の2日間、いずれも午前9時開議と決定しましたので、よろしくお願いいたします。

森澤文王予算特別委員長、何か報告事項はありますか。

5番（森澤文王君） 特にはございません。

◎日程第5 議案第29号

議長（田中三江君） 日程第5 議案第29号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明求めます。竹重企画課長、登壇の上、願います。

〈企画課長 竹重 和明君 登壇〉

企画課長（竹重和明君） 議案第29号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第8項において、準用する同条第1項の規定により、蓼科中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり定める。3月3日提出。立科町長。

同法に基づき、当町では蓼科地区及び中尾地区を辺地として定めております。この地域において公共的施設を整備しようとする場合は、同法第3条の規定により総合整備計画を県知事と協議し、議会の議決を経て総務大臣に提出します。

この総合整備計画を策定・変更することにより、財源的に有利な起債、辺地対策事業債を活用することができるようになります。今回、令和2年度から4年度までの総合整備計画の第3次変更について、別紙のとおり定めるものであります。

1 ページ、総合整備計画書をご覧ください。

2、公共的施設の整備を必要とする事情の項で、3ページの4段目、女神湖センター等整備事業、夢の平展望園地整備事業、4ページ、白樺高原観光施設照明設備LED化事業、地域情報通信設備更新事業が新たに追加する事業となります。

続いて、その下の3、公共的施設の整備計画をご覧ください。

5ページ、一番上の町道白樺湖大門峠線道路整備工事は、上下水道工事費の精査により、3列目の事業費が1,400万円増額され1億4,400万円、次の列の特定財源2,060万円の上下水道事業債を充てることから、一番右の列、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は660万円減の1億2,340万円となります。

その下の今回追加する4つの事業の計は、事業費及び一般財源のうち辺地対策事業債の予定額で6,150万円、事業費の合計はこれまでの9億5,900万円と合わせ、10億3,450万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額の合計は10億1,390万円となります。

以上、御説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第6 議案第30号

議長（田中三江君） 日程第6 議案第30号 区域外道路の認定の承諾についてを議題としま

す。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第30号 区域外道路の認定の承諾について、提案理由の説明を申し上げます。

道路法第8条第3項及び第4項の規定に基づき、佐久市が区域外道路として次のように認定することを承諾するため、議会の議決を求めるものでございます。

路線名、市道62の10号線、起点、佐久市望月字穴沢958番1、地先、終点、立科町大字塩沢字大平2025番7、地先、延長、3,292.7メートルのうち、立科町区域内1メートルでございます。3月3日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

今回、佐久市において市道62の10号線を立科町の区域内の終点まで路線変更をし、佐久市市道とするため、道路法第8条第3項の規定により承諾を求められておりますので、立科町が承諾するに当たり、道路法第8条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

図面の中心部分に市道62の10号線の表示があり、グレーの実線がございます。こちらが変更前の市道になります。そして、その上の部分に点線の対象路線がございます。ここが今回路線変更し、新たに市道として認定する部分になります。この点線の部分が佐久市から東御市を通り、立科町の区域内に入り、県道立科小諸線へ接続しております。この接続部分にある立科町区域内1メートルを市道として認定することを承諾するものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第7 請願第1号

議長（田中三江君） 日程第7 請願第1号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書を議題とします。

本請願の趣旨説明を願います。紹介議員、7番、村田桂子君、登壇の上、説明願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） それでは、紹介議員として説明をさせていただきます。

皆さんのお手元には請願書と、それから弁護士会が決議したものが入っているかと思えます。それをお読みいただければその趣旨については分かるわけですが、

今、再審法を変えるチャンスだということで、今、全国的にこの地方議会に向けて、ぜひこの見直しを求めるようにということで、国民救援会などを中心に大きな運動が起こっているわけです。

それで、日本の場合は大変冤罪が多いということで、裁判で有罪が確定した後も、自分は無罪だということで改めてちゃんと裁判をやり直してほしいという再審、それを求める事件というのがたくさんありまして、今日の新聞にも名張毒ぶどう酒事件の再審決定が取り消されたというのが載っていましたがけれども、もう何回やってもなかなか取り上げてもらえないということで、大問題になっています。

そこで、ちょっと長くなりますけれども、弁護士の木谷さんという方が、これ再審法を考える共同代表でいらっしゃる方なんですけど、その方のお話がありますのでしばらく聞いていただければと思います。

身に覚えのない罪で服役させられ、場合によっては命まで奪われる冤罪ほど恐ろしいものはない。再審制度はそういう不幸な冤罪者を救済するためのものだ。しかし、集めた証拠を検察官が独り占めにし、請求人に見せなくてもよい現行法の下では、その中に請求人に有利な証拠が含まれていても、冤罪者は救済されない。そんな不合理がなぜ許されるのかと。

また、長い時間をかけた審理の後、ようやく再審開始決定が出されても、検察官が不服を申し立てさえすれば、それだけで救済がさらに遅れるということです。で、検察官の不服申立ては、冤罪の早期救済の観点から禁止されて当然だ。

さらに、現在の法律では、最新事件を審理する裁判所がどのような手続で審理すべきかの規定が事実上ないに等しいということです。で、各地の裁判所の審理がばらばらなのは、そのためだと。不幸な冤罪者を早期に救済する上で、少なくともこれらの点について、法改正及び法整備は喫緊の課題であるということが、代表の弁護士の言葉からもうかがえます。

日本の警察で捕らえられ、そして起訴され、そして決まってしまうわけですが、それも長時間にわたる拘禁で、自白を強要されるというようなことが結構あるということが問題となっています。

で、今のあらゆる取調べの可視化です。音声も含め画像の開示も含めて、どんなふうな取調べの中でそのようなことが決まってしまうかということを全面開示せよという運動が行われ、この間、2時間ぐらいかな、少しですが開示されるようになりました。しかし、全容はまだまだ明らかにはなっていないわけです。

そういう中で、自白を強要されて有罪が確定してしまうと。しかし、自分がやっていない場合には、やはりあくまでもやってないということで、裁判のやり直しを求めていくわけですが、そのときに2つの問題があるということを言われています。

1つは、警察に捜査権があるわけですがけれども、警察が持っている証拠の全てがなかなか開示されないという問題だそうです。ですから、被告人にとって有利なことが

あっても、罪を立証するための証拠だけが出されて、被告人にとって有利な証拠が隠されているということが、ままあるということでした。

2つ目は、もう刑が確定した後でも、やはりこれは自分は無罪なので、ぜひやってほしいというふうに再審の申立てをして、各地方裁判所、高等裁判所が認めても、検察が不服申立てをすれば、裁判にならずに棄却されるという問題があるそうです。

日本の再審制度というのはドイツを見本につくられたそうですが、ドイツでも、検察官による申立ては禁止しているそうです。それは、再審の、再びの公判が行われたときに、改めてそこで証拠を開示したりして議論をすればいいのであって、再審を、もう一回公判をやってほしいといった場合に、検察が異議申立てをしてその再審のチャンスを奪うということが禁止されています。それは今言ったように、裁判の中で明らかにすればよいということだそうです。

ですから、今度の名張の問題でも、もう何回も何回もやるんだけど、それについての明確な取決めがないために、何年もたなざらしにされたり、あるいは証拠が全面的に開示されてなくて、有利なことがなかなか出てこないというような問題。それから、一旦再審決定がされても、検察が不服申立てをすれば裁判が開かれないという問題、この大きく2つの問題についてぜひ改善をしてほしいということで、全国的に運動が行われているんだそうです。

既に全部で68の議会が、この再審のやり方を見直してほしいという意見書を上げています。残念ながら長野県の場合はまだ始まったばかりなので、この3月議会に佐久地域のあらゆる自治体にこの再審の見直しをという請願が出されていると聞いています。

なお、皆さんもご承知のことかと思いますが、周防正行さんの「それでもボクはやっていない」という映画があったかと思うんですけども、電車の中での痴漢騒ぎの問題です。そのことで、あくまでもその主人公が、被告人が私はやってないということを目指しているために、審理がどんどん長引いていて、これは直接再審ではないですけども、早く認めたほうが早く出られて、罰金を払えば済むからみたいなことで、そういう事件もあるそうなんですけれども、やはりそういう再審制度は誰のためにあるかと。疑わしきは罰せずという言葉があるんですけども、やっぱり疑わしくて本当に確定されない限りは、被告人の方に有利に裁判を進めていくと。少なくとも裁判を受ける、あらゆる証拠を開示されて、その中で公正な裁判を受ける権利があるということで、日本では大変遅れているということなので、ここの見直しを求める請願なので、ぜひお願いできればなと思っています。

じゃ、そんなところでお願いします。

議長（田中三江君） ここで暫時休憩とし、11時15分から、第1委員会室において全員協議会を開催しますので、議員、理事者、説明員は参集願います。

なお、全員協議会終了後、議会運営委員会を開催します。再開は議会運営委員会終

了後となります。ご承知願います。

(午前11時10分 休憩)

(午前11時34分 再開)

議長（田中三江君） 休憩前に戻り議事を再開します。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程にお手元に配付しました議事日程を追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第31号

議長（田中三江君） 追加日程第1 議案第31号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第31号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、令和3年度辺地対策事業、町道白樺湖大門峠線道路改良工事。2、工事箇所、立科町白樺湖。3、契約の金額は7,480万円。4、契約の相手方は三矢工業株式会社です。本日提出、立科町長。

本案につきましては、去る3月2日に指名競争入札を行い、その結果、三矢工業株式会社が落札をし、契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、5,000万円以上の工事請負契約は議会の議決が必要であることから、上程をするものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（田中三江君） これから本案についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

なお、午後1時30分から第1委員会室において土地開発公社理事会が開催されますので、参集願います。

また、土地開発公社理事会終了後、第1委員会室において全員協議会を開催しますので、参集願います。お疲れさまでした。

（午前11時38分 散会）